

令和3年1月

各 位

一般社団法人 不動産協会
[講習指定団体]
宅建法定講習センター

宅建取引士法定講習会のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、宅建法定講習会を下記のとおり実施致しますので、ご案内申し上げます。

敬具

* この講習会は、宅地建物取引業法第22条の2第2項に基づき、新たな取引士証の交付のために実施するもので、このご案内は、愛知県知事登録の取引士の方に差し上げております。

※平成27年4月1日発行分より名称が「宅地建物取引士証」に変わりました。(平成27年4月以降も、現在お持ちの「宅地建物取引主任者証」は「宅地建物取引士証」とみなされ、その有効期限まで使用できます。)

記

【令和3年3月17日開催 法定講習会の実施方法について】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国土交通省より「宅地建物取引士に対する講習（法定講習）における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年2月27日付け国土動指第93号及び令和2年4月10日付け国土動指第6号)の通達が発出され、宅地建物取引士の法定講習会について、当面の間、教材を用いた「自宅学習」及び「効果測定」により法定講習を行う方針（特例措置）が示されました。この方針を踏まえ、3月17日開催の法定講習会は、以下の通り特例措置により実施致します。

尚、詳細につきましては、受講申込みをいただいた方に改めて書面にてご案内申し上げます。

<実施方法>

- ①法定講習は自宅学習とし、教材等や宅地建物取引士証の交付はすべて配送及び郵送にて行います。
- ②講習実施日の前日までに、必要な教材等をお送りいたします。
- ③教材等を熟読いただき、理解度を測るための効果測定（確認テスト）を実施し、学習報告書に署名等をご記入いただきます。
- ④学習報告書及び効果測定は、受講者様から当センター宛に郵送いただきます。
- ⑤学習報告書及び効果測定等がこちらに届きましたら、それと引き換えに新しい宅地建物取引士証の交付を郵送にて行います。

※上記の受講をご希望される方は、必ず、電話でご予約のうえ受付期間内(令和3年2月5日、8日、9日)に申込み手続き(書類提出・受講経費の支払い等)をお願い致します。